





財務省・税関においては、「安全・安心な社会の実現」を使命の一つに掲げ、国民 の安全・安心を脅かす不正薬物やテロ関連物資などが国内に流入しないよう、日々 水際の最前線で取締りを実施しています。

テロ対策について大きな契機となったのは平成13(2001)年9月の米国同時多発 テロ発生です。それまでも世界において多くのテロ事件が発生していましたが、日本 では欧米諸国に比べて国際テロの問題がそれほど深刻化していませんでした。しか し米国同時多発テロ発生以降、米国税関当局をはじめ、各国税関当局もテロ対策の 強化に取り組むことになりました。日本においても、世界中で自爆テロが相次ぐ中、 その脅威が例外ではなくなり、財務省・税関においても、それまで以上に積極的にテ 口対策に取り組む必要が生じました。

法制度面においても、以下のように、輸入してはならない貨物が規定されている 関税法第69条の11第1項にテロ関連物資が追加され、従来の不正薬物や銃砲など のいわゆる社会悪物品に加え、テロ関連物資に対しても水際での取締りが強化され ることとなりました。

次からは、日本のテロ対策における税関の取組の一部について紹介します。

平成17(2005)年 追加

爆発物(同項第3号)、火薬類(同4号)

化学兵器の製造の用に供されるおそれが高い毒性物質及び その原料物資(同5号)

平成18(2006)年 追加

生物テロに使用されるおそれのある病原体等(同5号の2)





―― 事前情報の収集、分析

世界のグローバル化、ボーダレス化に伴い、税関の業務量が膨大となる中、効果的・効率的に取締りを行うためには、 入国旅客や輸入貨物に係る必要な情報を事前に取得し、早期にリスク分析を行うといった取締手法が極めて重要とな ります。

入国旅客に関しては、運航者等に対し、氏名、国籍、旅券番号、出発地等の事前旅客情報 (API:Advance Passenger Information) を航空機の入港前に報告することを義務化し、さらに、より詳細な情報を含む乗客予約 記録 (PNR: Passenger Name Record) を税関が求めることができるようになりました。

輸入貨物に関しては、入港しようとする船舶に積載されている貨物について、運航者等に対し、船舶が船積港を出 発する24時間前までにその詳細情報を税関に報告すること、また入港しようとする航空機に積まれている貨物につい ては、機長に対し原則入港する3時間前までにその詳細情報を税関に報告することを義務化しています。

事前に報告された情報を活用して、検査すべき旅客や貨物を選定し、現場での厳格な検査の実施に役立てています。

--- 国内外関係機関との連携強化

テロに対する取締りについては、政府一体で取り組むことが必要不可欠です。

税関においても、日ごろから警察や海上保安庁、出入国在留管理庁などの国内関係機関と情報交換、合同取締り、 合同訓練など緊密に連携し取締りの強化を図っています。

また、外国当局との連携も重要です。税関では、世界各国・地域の税関当局との円滑な情報交換を可能とする税関 相互支援協定(⇒58ページ)を数多く締結し、外国税関当局から得た様々な情報を取締りに活用しています。

おわりに / 昨今においても世界のどこかでテロ事件が起こっています。今後も、国際的に注目されるイベントが 日本で開催されますが、これらは、テロ組織が勢力誇示をする格好の機会であり、日本国内においても テロが発生しないという保証はどこにもありません。

> そのようなことがないよう、財務省・税関では、平時からテロを念頭においた取締りを行い、安全・安 心な社会に貢献していきます。